

定 款

(2023 年 2 月 27 日改訂)

岡野バルブ製造株式会社

岡野バルブ製造株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、岡野バルブ製造株式会社と称し、英文では、OKANO VALVE MFG. CO. LTD. と表示する。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種弁の製造、修理並びに販売
2. 各種機械器具、装置の設計、製造、修理、販売並びに管工事
3. 前各号に付帯関連する建設工事の請負
4. 建設業
5. 各種鉄鋼の casting、鍛造並びにその製品の販売
6. 各種金属加工の請負並びに仲介
7. 広告宣伝に関する企画、デザイン、制作並びに販売
8. 業務プロセス再構築に関するコンサルティング並びに IT システムの設計、開発、販売、保守（業務プロセスに関するトータルソリューションサービス）
9. 各種計測機器の校正請負
10. 各種エンジニアリング、研究、開発業務等の請負
11. マーケティング、ブランディング、DX（デジタルトランスフォーメーション）、デザインに関するコンサルティング並びにサービス、機会の提供
12. 有料職業紹介事業
13. 労働者派遣事業
14. 外食事業
15. 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を北九州市に置く。

第 4 条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、594万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（株主総会資料の電子提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めたものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

第18条（員 数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第23条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第24条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 2 5 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 2 6 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 2 7 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

第 2 8 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 2 9 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 3 0 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

第 3 1 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日までの 1 年とする。

第 3 2 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 1 月 3 0 日とする。

第 3 3 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 3 1 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 3 4 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則（監査役の責任免除に関する経過措置）

第 1 条

当会社は、第 1 1 6 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条

第 1 1 6 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 5 条第 2 項の定めるところによる。

第 3 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

定款第 1 7 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 1 7 条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2 0 2 2 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずる。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日で開催する株主総会については、定款第 1 7 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。

以 上